

成田空港旗杯少年野球の部開催に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン

令和4年1月12日
一般財団法人成田国際空港振興協会
成田市少年野球連盟

一般財団法人成田国際振興協会（以下、「協会」という。）と成田市少年野球連盟（以下、「本連盟」という。）は、全日本野球協会アマチュア野球規則委員会が通知した「新型コロナウイルス感染予防のためのガイドライン」の他、次の事項を定める。

Ⅰ 大会運営上の留意事項

- (1) 開会式は実施しない。
- (2) 大会に参加する選手は、保護者の承諾を得た者でなければならない。
- (3) 参加選手は、協会から配付される健康観察カード等に必要事項を記入し、全ての項目に異常が認められない者でなければならない。
- (4) 本連盟役員、指導者、審判員、保護者等（以下、「大会関係者」という。）は、検温等を実施し、体調に異変がない者でなければ大会施設等へ入場してはならない。
- (5) 大会期間中、出場チームは、日々当該チームに帯同するすべての選手及び大会関係者の健康観察カード（別紙参照）を作成し、各人の健康状態等を把握しなければならない。なお、健康観察カードは球場責任者へ提示し、記載内容等の確認を受けなければならない。
- (6) 健康観察カードは出場チームの責任において各チーム1カ月間保有し、関係機関から要請があった場合は開示しなければならない。
- (7) 本連盟役員及び審判員等のうち、各チームに帯同しない者の健康観察カードは別に作成し、その扱いは（5）及び（6）と同様とする。
- (8) グラウンド、観覧席等の施設へ入退場する者のマスク着用を義務付ける。
- (9) グラウンド、観覧席等の施設へ入退場する者は、その都度、協会が用意する消毒液で手指消毒等に努めなければならない。
- (10) グラウンドの入退場時の挨拶は無言とする。
- (11) 同一日に同一会場で行う試合数は2試合までとする（最終日は除く）。
- (12) 同一チームが同一日に行う試合数は1試合までとする（最終日は除く）。
- (13) 第1試合終了予想時刻と第2試合開始予定時刻の間は、2時間以上設けることとする。
- (14) 対戦を終えたチーム（大会関係者）は速やかに施設から離れなければならない。
- (15) 第2試合対戦チーム（大会関係者）の試合会場入りは、試合開始予定時刻の1時間前からとする。
- (16) ゴミは各自持ち帰ることとする。
- (17) 大会期間中、新型コロナウイルス感染症に起因する大会延期、または参加選手等に対する制限等は別表のとおりとする。
- (18) 上記（17）の別表のうち、参加選手に対する制限を適用したことにより大会出場が困難となった場合、当該チームは大会出場を辞退または棄権しなければならない。
- (19) 大会関係者は大会実施が可能な状況か否か等、常に情報収集及び大会本部への報告等に努め

なければならない。

- (20) 大会開催または参加が原因で新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染したことが疑われる場合であっても、協会及び本連盟は一切その責任を負わない。
- (21) 感染防止を理由に出場を辞退するチーム、または個人に対して協会及び本連盟は罰則を求めない。なお、チーム内において出場を辞退した選手に対して罰則等を課す、または求めてはならない。

2 試合運営上の留意事項

- (1) 対戦関係者間等の握手を禁止する。
- (2) メンバー表の交換時に立ち会う審判員、監督、主将及び本連盟役員はマスクを着用しなければならない。
- (3) 試合開始前及び終了後、本塁を挟んだ対戦チーム間の挨拶は行わない（ベンチ前にて行うこととし、その際、選手間の距離は十分確保する）。
- (4) 選手紹介等の放送を用いる場合は、必要最小限の人数で対応することとする。
- (5) ベンチ入りする大人はマスクを着用しなければならない。
- (6) 出場選手及び審判員のマスク着用は否定しない。
- (7) 介護員はベンチ入りせず、ベンチ周辺で常に待機し必要に応じてその役割に努めることとする。
- (8) 攻撃チームの控え選手は、ベンチから一時的に離れても差し支えない。
- (9) 歌を用いた応援、ベンチ前での声出し等を禁止する。
- (10) 試合終了後のエール交換は省略する。
- (11) 出場チームは大会期間中、常に消毒液を携帯し、試合中及び試合終了等は、次の対応に努めなければならない。なお、それに係る一切の費用は出場チームの負担とする。
 - ① 共用する用具等の消毒
 - ② 試合終了後のベンチ内の椅子、机等の消毒
 - ③ その他必要と判断される随時の消毒
- (12) 全日本野球協会アマチュア野球規則委員会が通知したガイドラインの4（「試合中、球審はマスクを着用すること。」及び「塁審は、マスクを着用しない。」）は適用せず、審判員自らの判断とする。
- (13) 審判員を含む他者への水分提供は不要とする。ただし、緊急時はこの限りではない。

3 その他

本書記載事項は、必要に応じて随時見直すこととする。